○大阪府日本万国博覧会記念公園条例施行規則

平成二十六年三月二十八日

大阪府規則第六十五号

 　(趣旨)

第一条　この規則は、大阪府日本万国博覧会記念公園条例(平成二十五年大阪府条例第百二号。以下「条例」という。)第二条第二項、第五条第二項及び第十二条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(万博公園の区域の公示及び縦覧)

第二条　条例第二条第二項の規定による公示は、府公報に登載して行うものとする。

２　条例第二条第二項の縦覧に供する場所は、条例第一条の日本万国博覧会記念公園内の府の庁舎その他の府の施設及び知事が別に定める府の庁舎その他の府の施設とする。

(開園時間)

第三条　大阪府立万国博覧会記念公園(以下「万博公園」という。)の施設の開園時間は、別表第一のとおりとする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、開園時間を臨時に変更することがある。

(休園日)

第四条　万博公園の施設の休園日は、別表第二のとおりとする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、休園日を変更し、又は臨時に休園することがある。

（申請書の様式）

第五条　条例第五条第二項の申請書は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める申請書とする。

一　条例第五条第一項第一号から第三号までに掲げる行為　行為許可申請書（様式第一号）

二　条例第五条第一項第四号に掲げる行為　公園施設使用許可申請書（様式第二号）

(使用の許可を受ける際に申請書の提出を要しない有料施設)

第六条　条例第五条第二項の規則で定める施設は、次条第一項の規定により使用券を交付して使用を許可する施設及び次に掲げる施設とする。

一　フットサルコート

二　テニスコート

三　駐車場

四　ロッカー(万博公園ロッカーを含む。)

(使用の許可)

第七条　次の各号に掲げる施設の使用を許可する場合は、当該各号に定める様式による使用券を申請者に交付する。

一　日本庭園・自然文化園　様式第三号

二　野球場(アマチュアスポーツに使用する場合に限る。)　様式第四号

三　少年野球場　様式第五号

四　スポーツ広場　様式第六号

五　万博記念競技場　様式第七号

六　弓道場　様式第八号

七　少年球技場　様式第九号

八　総合スポーツ広場(多目的使用の区域に限る。)　様式第十号

九　小広場　様式第十一号

十　運動場　様式第十二号

十一　小運動場　様式第十三号

十二　パビリオン(一般使用の場合に限る。)　様式第十四号

十二　大阪日本民芸館　様式第十五号

２　前項の規定にかかわらず、知事が特別の理由があると認めるときは、使用券を交付しない。

 (還付)

第八条　条例第十条第二項ただし書に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一　条例第五条第一項の規定により行為の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が天災その他その責めに帰することのできない理由により万博公園を使用することができない場合で、知事が適当と認めるとき。

二　利用者が利用の申込みを取り消した場合において、万博公園の施設の利用状況及び利用形態に応じて施設の有効な活用に支障がなく、知事が適当と認めるとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、使用者の間の均衡を失しない範囲内において知事が特別の理由があると認めるとき。

２　条例第十条第二項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第十六号)を知事に提出しなければならない。

(減免)

第九条　条例第十一条に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一　天災その他緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体が万博公園を使用する場合で知事が適当と認めるとき。

二　次に掲げる者が万博公園を使用する場合で知事が適当と認めるとき。

イ　身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

ロ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ハ　知的障害があると判定されて療育手帳の交付を受けている者

ニ　イからハまでに掲げる者(以下「要介護者」という。)を介護する者(要介護者一人につき一人に限る。)

三　前二号に掲げる場合のほか、使用者の間の均衡を失しない範囲内において知事が特別の理由があると認めるとき。

２　条例第十一条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、前項第一号に掲げる場合を除いて、使用料減額・免除申請書(様式第十七号)を知事に提出しなければならない。ただし、同項第二号に掲げる場合にあっては、同号イからニまでに掲げる者のいずれかであることを証する書面又は同号イの身体障害者手帳、同号ロの精神障害者保健福祉手帳若しくは同号ハの療育手帳の提示をもって使用料減額・免除申請書の提出に代えることができる。

附　則

(施行期日)

１　この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

２　この規則の施行の際現に独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律(平成二十五年法律第十九号)附則第二条第一項の規定による解散前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構(以下「機構」という。)が定めた様式により提出されている申請書その他の書類は、これに相当するこの規則の様式により提出されたものとみなす。

３　機構が定めた様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附　則（平成二九年規則第八二号）

 　この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 施設 | 開園時間 |
| 一 | 東の広場全域(全域の専用使用の場合に限る。)、もみじ川芝生広場(専用使用の場合に限る。) | 午前九時から午後九時まで |
| 二 | 野球場、少年野球場、スポーツ広場、万博記念競技場、弓道場(遠的の射場に限る。)、少年球技場、総合スポーツ広場(多目的使用の区域に限る。)、小広場、運動場、小運動場 | 午前九時から午後五時まで |
| 三 | フットサルコート、テニスコート | 午前九時から午後一〇時まで |
| 四 | 弓道場(近的の射場に限る。) | 午前九時から午後九時まで |
| 五 | パビリオン、大阪日本民芸館 | 午前一〇時から午後五時まで |
| 六 | 自然観察学習館 | 午前一〇時から正午まで及び午後一時三〇分から午後三時三〇分まで |
| 七 | 駐車場(西第一駐車場を除く。) | 午前九時から午後五時三〇分まで |
| 八 | 駐車場(西第一駐車場に限る。) | 午前九時から午後十時まで |
| 九 | 一の項から八の項までに掲げる施設以外の施設(条例別表に掲げるものに限る。) | 午前九時三〇分から午後五時まで |

別表第一(第三条関係)

別表第二(第四条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 施設 | 休園日 |
| 一 | 野球場 | 十二月二十九日から翌年二月末日まで |
| 二 | 少年野球場、万博記念競技場、少年球技場、運動場 | イ　水曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日並びに日曜日及び土曜日でない日。以下「水曜日等」という。)ロ　十二月二十九日から翌年一月一日まで |
| 三 | スポーツ広場、フットサルコート、テニスコート、総合スポーツ広場(多目的使用の区域に限る。)、小広場、小運動場、駐車場(西第一駐車場及び南第一駐車場に限る。) | 十二月二十九日から翌年一月一日まで |
| 四 | 弓道場 | イ　水曜日等ロ　十二月二十九日から翌年一月一日まで |
| 五 | 大阪日本民芸館 | イ　水曜日等ロ　十二月二十七日から翌年一月一日まで |
| 六 | 自然観察学習館 | イ　水曜日等(四月一日から五月二日まで及び十月一日から十一月三十日までの日を除く。)ロ　十二月二十七日から翌年一月四日まで |
| 七 | 駐車場(東駐車場に限る。) | イ　水曜日等(四月一日から五月二日まで及び十月一日から十一月三十日までの期間の日を除く。)ロ　十二月二十九日から翌年一月一日まで |
| 八 | 一の項から七の項までに掲げる施設以外の施設(条例別表に掲げるものに限る。) | イ　水曜日等(四月一日から五月二日まで及び十月一日から十一月三十日までの期間の日を除く。)ロ　十二月二十八日から翌年一月一日まで |

様式：省略